

監 査 報 告 書

2024(令和6)年5月14日

学校法人西南女学院

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

監事

大熊 強 

監事

伊東 幸雄 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人西南女学院の2023(令和5)年度(2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日まで)の学校法人の業務若しくは財産の状況及び計算書類等(事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)、財産目録)又は理事の業務執行の状況について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

理事会、評議員会に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、2023(令和5)年度における業務及び財産の状況を調査しました。また、神足敬史公認会計士から監査の報告及び説明を受け、計算書類等につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財産状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。

以 上

監査の結果、監事としての希望意見

1. 法人の業務及び理事の業務執行については、理事会での議題審議の過程において、法人各所属での教学面を含む運営はしっかりと実践されていることを確認した。理事会構成員からの意見表明は十分に行われている。

大学及び短期大学部では今年度、公益財団法人日本高等評価機構による外部評価を受審した。結果は、「評価機構が定める評価基準に適合」としていると認定された。このことは、教育、進路支援、管理・運営等に関する改善・改革がしっかりと計画・実施され、さらに実施事業に対する評価を加えることでブラッシュアップされていることをあらためて確認した。

2. 財産の状況について、本年度は、赤字（繰越収支差額がマイナス）が昨年度から大きく増加している。従前からの赤字の状況にかわりはないが、その金額が年々大きくなってきていることが心配である。収入増に向けた取り組み及び経費の削減について、実践できる方策は出尽くした印象があるが、この赤字の状況を食い止めるには、現状の財政に対する教職員の意識変化を継続的に促すことが必要である。

また、保有することで多額の維持管理の経費が生ずる遊休施設の活用の検討を、特に大きな赤字が長期間継続している中学・高校は生徒数の増員に向けた取り組みを含む計画を早急に検討・実施をすすめていただきたい。